平成２１年（フ）第２２９２号
東京都豊島区西池袋４丁目18―７―510、開始決定時の住所東京都渋谷区東２―29―10―1204
破産者　森高　　新
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第６９６号
最後の住所静岡県伊東市湯川３丁目１番７号
破産者　被相続人亡中村幸市の相続財産
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０９号
名古屋市東区矢田３丁目８番21号
破産者　有限会社多田刺繍
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１３２１号
東京都町田市上小山田町2616番地７
破産者　齋藤　守治
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３１号
東京都西多摩郡瑞穂町石畑1783番地
破産者　木崎木材株式会社
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５６８号
東京都八王子市中野上町１丁目10番４―103号
破産者　手嶋　俊輔
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成１７年（フ）第５２２号
京都市右京区西院清水町31番地、開始決定時の住所大津市桜野町１丁目８番25号
破産者　桑村　清一
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０２号
岡山県倉敷市玉島1553番地
破産者　守屋　紀子
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
岡山県倉敷市吉岡293番地の１
破産者　株式会社サンタモニカ
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第９３号
香川県善通寺市大麻町58番地
破産者　琴参自動車整備株式会社
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２０年（フ）第６４号
鹿児島県指宿市湯の浜５丁目５番７号
破産者　有限会社大歓
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所知覧支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３７３号
埼玉県幸手市中５丁目８番26号、破産開始決定時の住所埼玉県鴻巣市富士見町７番11号
破産者　松村　豪一
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第８８１号
横浜市青葉区荏田北２丁目５番地10
破産者　片山　英之
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３１号
横浜市泉区和泉町5484番地
破産者　小山　　優
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４９号
川崎市多摩区南生田２丁目26番10―901号　グリューンベルグ生田
破産者　大山　　隆
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５３０号
川崎市川崎区大島４丁目５番２―403号　リブレ川崎
破産者　清水　　隆
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第１６０６号
堺市南区三原台２丁７番１―422号
破産者　定岡　直美
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３６４号
大阪府泉大津市東助松町３―11―28、申立時の住所堺市西区下田町23番10―1105号
破産者　久井　孝夫
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係